

新旧対照表

京都市地球温暖化対策条例（改正前）	京都市地球温暖化対策条例（改正後）
<p>（事業者の責務）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 本市の区域内にエネルギーを供給している事業者（<u>電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者並びにガス事業法第2条第2項に規定する一般ガス事業者に限る。</u>）は、前項各号に掲げる責務のほか、次に掲げる責務を有する。</p>	<p>（事業者の責務）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 本市の区域内にエネルギーを供給している事業者（<u>電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者及びガス事業法第2条第12項に規定するガス事業者に限る。</u>）は、前項各号に掲げる責務のほか、次に掲げる責務を有する。</p>